

企業立地促進条例の改正について(概要)

令和8年3月定例会
3月4日 経済環境常任委員会資料
議案15 成田市企業立地促進条例の一部改正

条例改正の目的：アジアの空港間競争を勝ち抜くとともに、国際競争力の強化を支援。成田空港第2の開港プロジェクトの経済効果を市全域に波及

- 令和7年6月に四者協議会で成田空港「エアポートシティ」構想が合意され、空港周辺のエアポートエリアでは、空港からの高アクセス性と立地のポテンシャルを生かし、国際的な産業拠点の形成を目指すこと、及び構想内のゾーニング図では、空港を中心に4ゾーンで構成し、異なる機能が連携して空港都市の価値を最大化することが示される。
- ヒューリック株が整備を進める国際物流拠点 WING NRT(土地面積 約45ha)について、日本航空株との共同運営が発表される。東アジアにおける航空貨物のハブ空港としての成田空港の位置付けの確立を目指す。(令和11年開業予定)
- 令和7年10月に政府与党内で、「成田国際空港を拠点とした産業基盤強化PT」が発足。航空物流の更なる強化のほか、産業の集積を国家プロジェクトとして進めることを目指して活動が始まる。



今回の改正事項： 奨励金の拡充・新設（初期投資の負担軽減、従業員のための住居の確保の支援）

所有型

【誘致奨励金】 市内に工場や事業所のない企業の進出を促進

要件： 投下固定資産額1億円(中小企業5千万円)以上
常用雇用者数10人以上

交付対象： (工業団地)工場、事業所
(他地域)一定事業の工場、事業所 } +社員寮*1と
その駐車場

年交付額・年数： 上限5億円(固定資産税等の納付額相当) 5年(償却資産3年)

【再投資奨励金】 市内の企業による工場等の増設を促進

要件： 投下固定資産額10億円(中小企業1.5億円)以上
常用雇用者数：増設前の人数を維持

交付対象：(工業団地)工場、事業所
(他地域)一定事業の工場、事業所 } +社員寮*1と
その駐車場

年交付額・年数： 上限5億円(固定資産税等の納付額相当) 3年

*1 社員寮
規模：1棟以上で30戸
以上の住居を確保
設置時期：工場等の操
業開始予定日の前、
又は操業開始日の後
の一定期間内でも可

雇用型

【雇用奨励金・本社型】 本社設置による雇用の増加を促進

要件：本社設置、常用雇用者数30人以上*2

交付対象：市民の雇用数

年交付額・年数： $\left[\begin{array}{l} \text{正規雇用者 1人10万円} \\ \text{非正規雇用者1人 5万円} \end{array} \right]$ 5年

※2年目以降は、雇用者数の増加分が対象

New!

【雇用奨励金・社員寮型】 社員寮設置による雇用の確保を促進

要件：工場等の新設・増設に伴い、①社員寮を取得・賃借して新規雇用を30人以上*2、又は
②下の賃借型の要件ア～ウを1つ満たして雇用が30人以上*2

交付対象：社員寮に入居する社員数

年交付額・年数： $\left[\begin{array}{l} \text{正規雇用者 1人10万円} \\ \text{非正規雇用者1人 5万円} \end{array} \right]$ 5年

※2年目以降は、入居者数の増加分が対象 ※1社に1度のみ5年間交付

*2 中小企業は15人以上

New!

賃借型

【賃借型企業立地奨励金】 賃借料への支援で競争力強化につながる事業を誘致

要件：・賃貸借契約を結び、工場等の新設・増設の際に、ア～ウのいずれかに該当

ア. 県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づく事業を実施

イ. 国家戦略特区の特定事業を実施

ウ. アカイの事業者と一体的にこれらの事業を実施

交付対象：賃借料12ヶ月分の1/2

交付額・年数： 上限500万円(常用雇用者50人以上 上限1,000万円) 1年

New! 対象業種の追加・その他

- ✓ 誘致奨励金・再投資奨励金の対象業種の追加
→ 県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて設置した賃貸物件による不動産賃貸業
- ✓ 各奨励金の対象業種の追加
→ テーマパーク、天然ガス鉱業
- ✓ 環境面・経済面の双方の改善を図るGXの設備投資
→ 誘致奨励金・再投資奨励金の交付対象として整理(要綱で対象を整理)